

議事 の 取 扱 い 等 に つ い て (案)

1. 本 合 同 会 議 は、原 則 と し て 公 開 す る。
2. 配 付 資 料 は、原 則 と し て 公 開 す る。
3. 議 事 要 旨 に つ い て は、原 則 と し て 会 議 終 了 後 1 週 間 以 内 に 作 成 し、公 開 す る。
4. 議 事 録 に つ い て は、原 則 と し て 会 議 終 了 後 1 ヶ 月 以 内 に 作 成 し、公 開 す る。
5. 座 長 の 判 断 に よ り、個 別 の 事 情 に 応 じ て、会 議 又 は 資 料 を 非 公 開 に す る こ と が で き る。

以 上